

寄 付 行 為

財団法人アジア学生文化協会

寄 付 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人アジア学生文化協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都文京区におく。なお、理事会の議決を経て必要の地に支部、または連絡員をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本とアジア諸国の青年学生が共同生活を通じて、人間的和合と学術、文化および経済の交流をはかり、もって、アジアの親善と世界の平和に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. アジア学生会館の運営および建設
2. アジア諸国の学術、文化、経済、地誌等に関する資料の収集、調査、研究および編纂刊行
3. 学術文献、視聴覚資料、および国際間の文化交流に資すべき図書等の展示および公開
4. 大学、学術機関および経済団体との連絡提携ならびにアジア諸国青年学生に対する研究助成および奨学金支給の実施
5. 青年学生に対する講演会、研究会、講座、講習会等の開催および促進
6. 青年学生に対する日本語等の教育および普及に必要な事業の実施
7. 青年学生に対する留学情報提供および相談等支援事業の実施
8. 機関誌の発行
9. その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初アジア学生文化協会設立準備委員会代表穂積五一の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産

2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 会費
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の種類)

- 第 6 条** この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の二種とする。
- (2) 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
 - (3) 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
 - (4) 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産管理者ならびにその方法)

- 第 7 条** この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは、確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期貯金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

- 第 8 条** 基本財産は、消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費支弁)

- 第 9 条** この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる果実、事業に伴う収入、会費等運用財産をもって支弁する。

(予算の編成)

- 第 10 条** この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。
- (2) 事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も前項と同様とする。

(決算の承認)

- 第 11 条** この法人の収支決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
- (2) この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第 12 条** 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入れ金を除く。）についても前項と同様とする。

（会計年度）

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員および職員

（役員の種別、および員数）

第14条 この法人には、次の役員をおく。

理事 20名以上25名以内（うち、理事長1名、副理事長1名または2名、専務理事1名、常務理事若干名）

監事 2名以上4名以内

（役員の選任および制限）

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長1名、副理事長1名または2名、専務理事1名および常務理事若干名を定める。

- (2) この法人に対して財産を寄付した者と親族（3親等以内）または身分上特別の関係にある者が、理事の3分の1以上を占めてはならない。また、これらの者は監事となることができない。

（役員の職務権限）

第16条 理事長は、この法人を代表し、会務を処理する。

- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ定められた順位に従ってその職務を代行する。
- (3) 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し会務を処理し、理事長および副理事長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 常務理事は、理事長、副理事長および専務理事を補佐し、理事長、副理事長および専務理事に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ定められた順位に従ってその職務を代行する。

第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員の任期）

第19条 この法人の役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

理事 2年

監事 1年

- (2) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員解任）

第20条 役員は任期中であってもこの法人の名誉を毀損し、もしくはこの法人の目的に反するような行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、評議

員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

(役員の有給制)

第21条 役員は、有給とすることができる。

(評議員)

第22条 この法人に評議員20名以上25名以内をおく。但し、評議員は原則として理事又は監事を兼ねてはならない。

- (2) 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- (3) 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 評議員には、第15条第2項、第19条第2項および第3項ならびに第20条の規定を準用する。この場合には同条の規定中「理事」または「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要とみとめる事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局をおき、職員をおく。

- (2) 職員は、理事長が任免する。
- (3) 職員は、有給とする。
- (4) 事務局に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会長、顧問、参与および専門委員

(会長)

第25条 この法人に、会長一名をおく。

- (2) 会長は、理事会の決議を経て、推戴するものとする。
- (3) 会長は、この法人を総裁する。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問若干名をおく。

- (2) 顧問は、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- (3) 顧問は、理事長の諮問に応ずるものとする。

(参与)

第27条 この法人に、参与若干名をおく。

- (2) 参与は、理事会および評議員会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- (3) 参与は、理事会の諮問に応ずるものとする。

(専門委員)

第28条 この法人に、専門委員若干名をおく。

- (2) 専門委員は、理事が推薦したものにつき、理事長が委嘱する。
- (3) 専門委員は、専門委員会を組織し、専門的事項の調査、企画ならびに研究に当るものとする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第29条 会議は、理事会および評議員会の2種とする。

(開催時期ならびに招集者および議長)

第30条 理事会は、随時理事長が招集する。ただし理事長は、理事現在数の3分の1以上、または監事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(2) 理事会の議長は、理事長とする。

第31条 理事会の招集は、少なくとも2週間以前に、その会議の目的事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(開催の定足数)

第32条 理事会は、理事現在数の2分の1以上出席していなければ、議事を開き議決することができない。ただし、同一の事項につき再度招集しても、なお、2分の1に達しないときは、この限りでない。

(議決の定足数)

第33条 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2) やむを得ない理由により理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって意思を表示し、または出席理事に委任することができる。この場合には、出席したものとみなす。

(3) 会議の目的事項について、特別の利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行うことができない。

(評議員会の職務)

第34条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 収支予算及び収支決算についての事項
2. 不動産の買い入れ又は基本財産の処分もしくは基本財産の担保提供についての事項
3. その他の法人の業務に関する重要事項で理事長が必要とみとめた事項

(2) 第30条から第33条までの規定は、評議員会にこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録の作成)

第35条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名捺印のうえ、これを保存する。

第7章 会 員

(会員の種類および要件)

- 第36条** この法人の会員は、次のとおりとし、各会員の会費年額は、理事会の承認を経て理事長が決めるものとする。
1. 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める者。
 2. 賛助会員 この法人の目的事業を賛助し、別に定める会費年額を納める者。
 3. 特別会員 この法人の事業を後援し、別に定める会費年額を納める者または団体。
- 第37条** 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第38条** 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。
- 第39条** 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
1. 退 会
 2. 禁治産および準禁治産の宣告
 3. 死亡、失踪宣告
 4. 除 名
- 第40条** 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを提出しなければならない。
- 第41条** 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。
1. 会費を滞納したとき
 2. この法人の会員としての義務に違反したとき
 3. この法人の名誉を傷つけ、また、この法人の目的に反する行為のあったとき
- 第42条** 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第8章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

- 第43条** この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のおおのこの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

- 第44条** この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおのこの4分の3以上の同意を得、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第45条** この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数全員の同意を経、かつ、文部

科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第46条 この法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。但し、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

1. 寄付行為
 2. 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
 3. 財産目録
 4. 資産台帳及び負債台帳
 5. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 6. 理事会、評議員会の議事に関する書類
 7. 処務日誌
 8. 官公署往復書類
 9. 収支予算書及び事業計画書
 10. 収支計算書及び事業報告書
 11. 貸借対照表
 12. 正味財産増減計算書
 13. その他必要な書類及び帳簿
- (2) 前項の第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類、及び同項9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項7号、第8号及び第13号の書類は1年以上保存しなければならない。
- (3) 第1項1号及び第3号の書類、同項第9号から12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第9章 補 則

(施行細則)

第47条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。